

お名前 _____

「新型出生前診断（母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査）」

NIPT」を希望される妊婦さんへ

～自己チェックリスト～

「新型出生前診断（母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査）NIPT」は、日本医学会の承認を受けた病院で臨床研究として実施されます。希望される全員の方が受けることができるわけではありません。まず、この自己チェックリストでご自身がこの検査の対象かどうかをご確認ください。なお、この検査の概要は「新型出生前診断の検査説明書」に記載してありますのでご覧下さい。

チェック1)

つぎの項目の少なくともどれかひとつに該当しますか？。

該当する項目の□にを入れてください。

出産予定日の時点での年齢が35歳以上である。

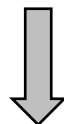
これまでの妊娠・分娩で、児が13トリソミーや18トリソミー、21トリソミー（ダウン症）のいずれかの染色体異常（※）であった。

妊婦さんご本人または夫が、上記の染色体異常（※）の胎児を妊娠する可能性の高くなる染色体転座保因者である。（例：14/21のロバートソン転座等）

今回の妊娠で超音波検査や母体血清マーカー検査により胎児が上記の染色体異常（※）に罹患している可能性が高くなっていると指摘されている。

以上の項目のどれかひとつにが入っていますか？がひとつもない場合はこの検査を受けることはできません。

いずれかにが入っている場合は



次のページに進んでください。

チェック2)

今回の妊娠は次の項目のすべてに該当しますか？。

該当する項目の□に☑を入れてください。

□ この検査を受ける病院の外来で、検査の前と後に、遺伝カウンセリングを受けに来ることができる。

□ この検査を受けた後、出生児の健康状態についての調査研究に協力できる。

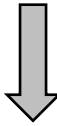
□ かかりつけの医療機関からの妊娠経過を記載した紹介状を持参できる。

(この検査を受ける病院でみてもらっている妊婦さんでは紹介状は不要です。)

□ かかりつけの医療機関で超音波検査を受け、予定日が確実に決まってから(通常は妊娠8週～10週頃以降)、この検査を受ける病院に受診できる。

以上の項目のすべてに☑が入っていますか。

ひとつでも☑が入ってない場合はこの検査を受けることはできません。

すべてに☑が入っている場合は  次に進んでください。

次の点をご了解ください。

- 1) 遺伝カウンセリングの外来受診料(各病院による所定の料金)および検査料は、自費診療となり健康保険は適用されません。
- 2) 遺伝カウンセリングには、特別の事情がない限りご夫婦そろってお越し下さい。採血の日はお一人でも結構です。
- 3) 以下の条件に該当する場合は当日の検査が可能です。
①ご夫婦で外来にお越しであること。②妊娠10週以降であること。③採血が16時30分までに実施できること。
- 4) この自己チェックリストで検査の対象であっても、外来の予約状況によっては、ご希望日に受診予約や検査ができない可能性があります。また、最終的な実施の判断は、妊婦さんそれぞれの状況をお聞きして決めますので、検査の実施を保障するものではありません。

検査を受ける病院の受診手順に従って予約のうえ、受診して遺伝カウンセリングを受けて下さい。その上で検査を受けるかどうかをお決め下さい。